

亀山市地域クラブ活動基本方針

令和 8 年 8 月
亀山市・亀山市教育委員会

目次

はじめに		1
I 亀山市の現状		2
1 亀山市における部活動		2
II 亀山市の地域クラブ活動について		4
1 部活動の地域展開等に関する亀山市の取組		4
2 地域クラブの在り方と目指す姿		5
3 地域クラブ活動指針		5
4 地域クラブと学校との連携		9
5 地域展開等のスケジュール		10

はじめに

国（スポーツ庁・文化庁）は、令和５年度から７年度までを部活動改革に関する「改革推進期間」と位置付け、また、令和７年１２月には「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地方自治体は休日における学校部活動を「地域クラブ活動」へ展開していくことを求められています。さらに、国は令和８年度からは１３年度までを新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしました。これは、人口の減少及び少子化が加速する中で、学校単位での部活動の維持が難しくなっていくことが懸念されるためです。一方で、教員が部活動顧問を担い、放課後の勤務時間外や休日にも献身的に勤務するといった状況により、学校の教育課程外の活動として位置付けられる部活動が、教員の長時間労働の大きな一因ともなっています。教員の働き方改革の必要性が認識され、また、教員不足が深刻化する中で、教員が顧問を担う現在の部活動の仕組みには限界が生じているという側面もあります。

また、三重県においては、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減も踏まえ、学校における持続可能な部活動の在り方を検討することを目的として、令和２年１０月に「部活動のあり方検討委員会」が設置されました。令和５年１２月には、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動、地域クラブ活動の適切な運営に取り組んでいるところです。

そのような状況の中、亀山市教育委員会では、国や県の動向を受け、令和５年度から「亀山市部活動のあり方検討会」において、亀山市健康政策課及び文化課とともに、部活動の地域展開等について協議・研究に取り組んできました。現在は、関係機関との更なる連携を通して、「亀山市部活動ガイドライン」及び「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を踏まえた、中学校の部活動の地域展開等に取り組んでいます。

本方針は、そうした取組を踏まえ、必要となる地域クラブの運営や活動のほか、令和９年秋以降の学校部活動地域展開等における具体的な方針をまとめたものです。

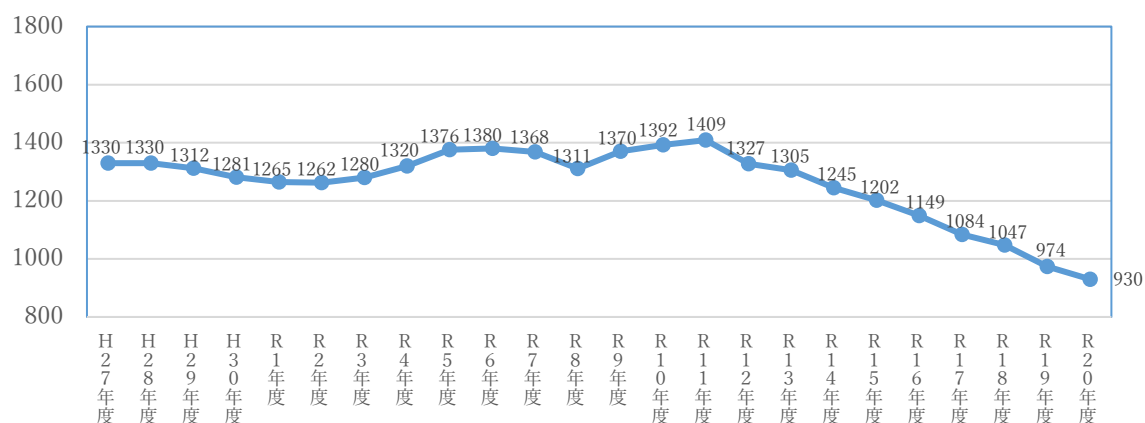
I 亀山市の現状

1 亀山市における部活動

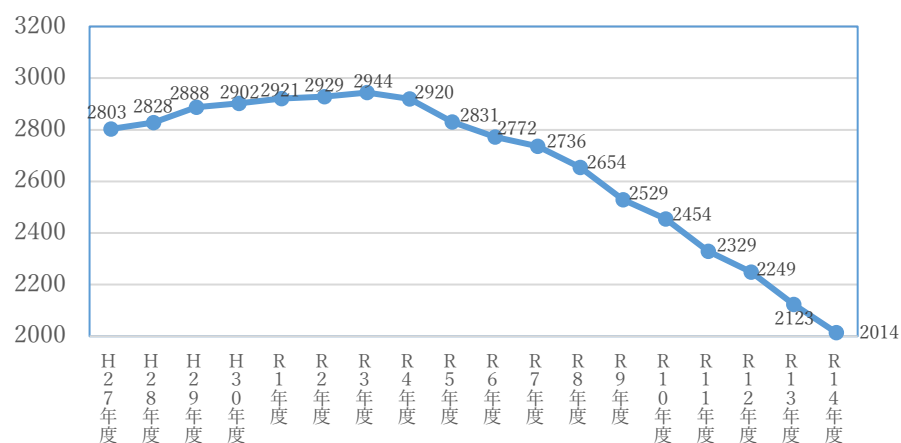
(1) 生徒数の推移

市内中学校3校の令和8年度（5月1日現在）の生徒数は、1,311人となっており、10年前の平成28年度と比べ19人減となっています。本市の場合は、今後の数年間は微増の見込みですが、小学校の児童数が5年後には500人以上の減と推定されていることから、その後の中学校生徒数にも大きく影響し、その数は減少へ転じる見込みです。

〈中学校生徒数の推移〉



〈小学校児童数の推移〉



(2) 部活動数と入部生徒数

令和8年度の部活動は、スポーツ系・文化系合わせて46部（学校別、男女別）あり、部活動加入率は80%超と高い割合を示しています。一方で、部員数の減少や偏りにより、特に運動部の場合は単一校ではチーム編成が成り立たず、複数校合同による大会参加となる場合もあります。

また、「自校にやりたい部活動がない」や「より高い指導力や専門性を求めたい」などの理由から、他市の民間クラブチーム等に所属して競技力を磨く生徒も年々増加傾向にあります。こうした民間クラブや地域の活動などは、既に生徒の多様な選択肢を支える重要な受け皿として機能しており、今後の地域展開等においてこれら既存の地域資源とどのように連携・共存していくかが重要な視点となります。

〈令和8年度中学校部活動 生徒数一覧〉

			R8.5月現在									
			亀山中			中部中			関中			(人)
			1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	合計
運 動 部	陸上競技	男	3	8	5	20	9	5				50
		女	8	4	7	3	8	7				37
	バスケットボール	男	13	13	13	7	9	7				62
		女	6	9	7	17	9	10	3	2	0	63
	バレーボール	男	6	11	7							24
		女	4	12	5	10	9	13	2	4	0	59
	軟式野球		3	9	5	10	9	13	3	5	0	57
	サッカー		9	20	13	0	9	23	3	9	3	89
	ソフトテニス	男	20	8	7	17	32	9	8	10	6	117
		女	12	14	11	10	17	16	6	5	6	97
	卓球	男	0	2	16	10	7	13				48
		女	0	0	3	4	13	3				23
	ソフトボール	男										0
		女	5	5	6	11	3	8				38
	ハンドボール	男	11	7	7							25
		女	11	6	8							25
	剣道	男	4	6	2	1	2	1				16
		女	4	2	1	2	4	0				13
		運動部入部者合計	119	136	123	122	140	128	25	35	15	843
		学年の人数	201	204	197	190	200	203	34	46	36	1,311
		運動部加入率(%)	59.2%	66.7%	62.4%	64.2%	70.0%	63.1%	73.5%	76.1%	41.7%	64.3%
文 化 部	吹奏楽		21	15	19	14	14	17	2	6	6	114
	美術・ものづくり		20	8	7	6	4	15	1	4	8	73
	(情報科学)・パソコン		0	20	7	8	9	1				45
	家庭					4	3	8				15
		文化部入部者合計	41	43	33	32	30	41	3	10	14	247
		学年の人数	201	204	197	190	200	203	34	46	36	1,311
		文化部加入率(%)	20.4%	21.1%	16.8%	16.8%	15.0%	20.2%	8.8%	21.7%	38.9%	18.8%

(3) 教員の働き方改革

部活動を指導する教員の観点からは、担当する部活動が専門外であったり、また、休日の大会引率や指導などが心身ともに大きな負担となったりしているといった現状があります。部活動指導そのものが過重労働の一因となっていることから、部活動をめぐる教員の働き方改革が急務となっています。

なお、本市では、「部活動休養日」（毎週水曜日及び土曜日または日曜日）を設定し、令和8年度からは、平日の始業前（朝練習）も部活動を行わない時間となっています。さらに、部活動の終了時間は、教員の勤務時間終了時刻までとすることを試行しているところです。

Ⅱ 亀山市の地域クラブ活動について

1 部活動の地域展開等に関する亀山市の取組

◎令和5年度・6年度

「亀山市部活動のあり方検討会」の開催（計4回）

【検討内容】

- ・本市の地域クラブ活動の方向性について
- ・指導者の確保、運営団体等の整備
- ・児童生徒、保護者、教職員へのアンケート内容の検討 等

◎令和7年1月～

部活動地域展開に関する周知活動（計2回）

- ・部活動地域展開に関する児童生徒・保護者向けチラシ配布（R7. 1）
- ・広報かめやま（R7. 3月1日号）～教育通信…市民周知

◎令和7年1月末

「休日の部活動に関するアンケート調査」（対象：小学生・中学生・保護者・教職員）の実施

◎令和7年3月

「休日の中学校運動部活動の地域連携・地域移行に関するアンケート調査」（対象：亀山市スポーツ協会加盟団体・市内スポーツ少年団） ※実施は健康政策課

◎令和7年8月1日

「亀山市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する規程」の施行

◎令和7年11月～令和8年1月

亀山市における中学校部活動の地域展開等に係るモデル事業の実施

※モデル事業実施競技：軟式野球・陸上競技・剣道・ハンドボール

2 地域クラブの在り方と目指す姿

地域クラブ活動においては、「スポーツ・文化芸術等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる」、「体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる」、「自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する」、「自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす」、「互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる」など、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えていくことが重要です。

また、「生徒のニーズに応じた多種多様な体験」、「生徒の個性・得意分野等の尊重」、「学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出」、「地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流」、「適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導」、「学校段階にとられない継続的な活動及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導」など、新たな価値の創出も不可欠であると考えられます。これらは、国のガイドラインの要件を満たした地域クラブだけでなく、地域に元々根ざしている多様な民間活動やサークル等を広く位置付け、市民全体で子どもたちの選択肢を支えることによって達成されるものです。

そこで、本市では、本方針の趣旨に適った地域クラブ活動について、以下の点を重視して最適に実施されることを目指します。

- 生徒自らの興味関心に基づいて、主体的かつ自発的な活動ができるようにする。
- 生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に参加し、様々な経験や交流を重ねることによって、心身の健康を保持・増進し健やかな成長を図る。
- 多様な考え方を認め合い、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術等の活動に親しもうとする意欲や態度を育む。
- 生徒一人ひとりの個性やニーズを把握し、地域クラブの中で、一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境を醸成する。

3 地域クラブ活動指針

(1) 位置付け

本市においては、地域クラブ活動は学校教育外において学校と地域との連携・協働によって行われ、生徒各自がウェルビーイングの実現に向けて取り組む活動の場として位置付けます。

休日については、原則、全ての部活動において、令和9年の秋以降、順次、地域展開等を行います。平日についても、各種課題を解決しつつ、活動の場を整備していきます。

(2) 対象者

原則として、市内在住の希望する全ての生徒とします。

また、近隣市町の中学校に通う生徒が、本市の地域スポーツ・文化芸術活動に参加することも可能とします。

なお、生徒が参加を希望する活動は、市が認定する地域クラブ（以下「認定地域クラブ」といいます。）に限定されず、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、市が情報提供を行う団体等（以下「登録地域クラブ」といいます。）への参加も含まれるものとします。

(3) 運営・管理主体（事務局）

- ①包括的な運営・管理等の業務を行います。
- ②部活動の地域展開等に係る方針等の検討や、地域クラブ活動実施後の点検・評価・改善等について検討する有識者や地域内の関係者・関係団体で組織する協議会を設置、運営します。
- ③体罰、ハラスメントの根絶のための、指導者へのコンプライアンスの研修や指導等を行います。

※当分の間は、亀山市教育委員会が事務局を担いますが、制度の成熟度合い、地域の実情や既存団体の状況も踏まえ、運営・管理業務の中核を担うことができる適切な運営団体の確保に努めます。

(4) 実施主体

- ①本市における休日の中学生の活動の受け皿は、以下のとおりとします。

ア 認定地域クラブ

- ・運営・管理主体（事務局）によって認定された市内に主たる活動拠点がある地域クラブのこと。
- ・原則、参加する生徒数のうち5人以上が市内在住であること。
- ・「亀山市地域クラブ活動の認定等に関する要綱(仮称)」に基づき認定を行います。なお、令和9年度の本格開始時における臨時的な措置として、一定期間内に認定要件を満たす見込みがある新規立ち上げ団体等に対しては、円滑な環境整備を支援するため、開始から1年間程度を限度として「仮認定」を行う経過措置を設けます。
- ・学校施設の優先利用や、国・県の支援の動向を注視しつつ、会費の低廉化や経済的負担軽減に向けた公的支援等のバックアップを検討します。

【主な認定要件】

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 適切な運営体制が確保されていること。
- 学校等との連携が適切に行われていること。

など

イ 登録地域クラブ

- ・運営・管理主体（事務局）による直接的なバックアップの対象とはならないが、一定の安全管理体制等を備え、中学生の受け皿となり得る地域クラブのこと。
- ・「亀山市地域クラブ活動の認定等に関する要綱(仮称)」に基づき登録を行い、中学生の休日の多様な選択肢となる居場所として位置付けます。

【主な登録要件】

- 指導者が成人であること。
- スポーツ安全保険等に参加していること。
- 最低限の安全・防犯基準（コンプライアンス）を持っていること。

など

(5) 活動場所

- ①学校施設（市内の中学校、場合によっては小学校）
- ②市内の公共のスポーツ・文化施設及び社会教育施設
- ③実施主体が所有する施設
- ④その他（市外の公共施設等）

(6) 認定地域クラブの指導者について

①指導者の要件

生徒にとってふさわしい地域クラブの環境を提供するため、専門性や資質・能力を有し、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組みおおむね以下を満たす者とします。

- ・成人（満18歳）に達していること（学生を含みます。）。

※ただし、代表となる指導者（代表指導者）は20歳以上で学生は不可

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ・暴力団若しくは暴力団員を始めとする反社会的勢力等でない者、またはこれらの勢力である者と社会的に非難されるべき関係等を有していない者。
- ・過去に、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認める事項のないこと。

②指導者の区分

【代表指導者】クラブ運営の総括責任者。事務局との連絡・報告及び現場での実技指導を行います。

【指導者】専門的な実技指導及び生徒の安全管理・健康管理を行います。

③適切な指導の実施

- ・参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底するとともに、体罰・ハラスメントを根絶するものとします。
- ・参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うものとします。
- ・認定地域クラブの活動に係る指導者は、亀山市が指定する研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。

※「①指導者の要件」及び「③適切な指導の実施」については、亀山市が必要と認める場合はこの限りではありません。

(7) 会費の徴収

①認定地域クラブ活動の維持・運営に要する費用は、会費として参加者から徴収するものとし、原則は受益者負担とします。

②認定地域クラブは、負担に応じたサービスの提供が求められることから、活動内容に見合った金額を設定します。

③国・県の支援の動向を注視しつつ、市は会費の低廉化等を図るための対策を検討します。

※ 登録地域クラブについては、この限りではありません。

(8) 保険の加入

地域クラブ活動の参加者、指導者等は、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険に加入することを条件とし、必要に応じて個人賠償責任保険への加入を推奨します。また、保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容とします。

なお、地域クラブ活動は学校管理下にならないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されません。

(9) その他

この方針に定めるもののほか、地域クラブ活動の実施等に関することについては、別に定めます。

4 地域クラブと学校との連携

(1) 学校は、認定地域クラブ活動の実施に際し、地域クラブ活動の運営・管理主体及び実施主体と協議の場を設けるとともに、活動方針、活動内容、学校施設の使用や、活動ルール等について地域クラブと共通理解を図るものとします。

(2) 認定地域クラブ活動と学校の間では、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の成長を促します。

(3) 教育委員会及び学校長は、「認定地域クラブ」のみならず、「登録地域クラブ」の情報を、市のホームページ等を通じて、生徒や保護者に広く発信・周知するものとします。これにより、生徒が自身の興味関心や活動レベルに応じて、自分にふさわしい活動を主体的に選択できるよう、情報面でのマッチング支援を行います。

5 地域展開等のスケジュール

本市における中学校部活動の地域展開等は、児童生徒の豊かな活動機会の確保と、受け皿となる地域の指導・運営体制の整備を段階的に進めるため、令和8年度から、以下のスケジュールにより計画的かつ円滑な移行を図ります。

【令和8年度（準備・周知及び団体募集期間）】

児童生徒や保護者、市民への丁寧な情報発信・周知を継続しつつ、10月を目途に地域クラブ活動団体の募集を開始します。応募のあった団体に対しては審査を行い、12月を目途に順次「認定・登録」の手続を進めることで、受け皿となる指導体制の早期確立を図ります。なお、中学校の入学説明会において、制度の概要を周知します。

【令和9年度（生徒募集及び休日活動の開始）】

年度初めから、認定・登録されたクラブの情報を元に児童生徒を対象とした参加申込の受付を開始します。十分な調整期間を経た後、令和9年秋以降、休日の学校部活動から地域クラブ活動への移行を順次開始します。また、これと並行して平日の地域展開に向けた各種課題の整理や検討に着手します。

【令和10年度以降（定着と平日の検討推進）】

休日の地域クラブ活動の安定的かつ持続可能な運営体制を定着させるとともに、平日の部活動の在り方についても、地域の実情や課題を検証しながら具体的な活動環境の整備を進めていきます。

